

○弥富市介護支援専門員研修受講支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 8 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護人材の離職防止及び定着促進並びに介護サービスの質の向上を図るため、市内の介護施設・事業所に勤務する職員が受講する研修に要する経費について予算の範囲内において交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第 2 条 この要綱により補助金の交付の対象とする事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、市内に事業所を有する介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく介護サービスを行う事業者とする。ただし、補助対象事業者が弥富市暴力団排除条例(平成 23 年弥富市条例第 18 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体である場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第 3 条 この要綱により補助金の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業者に雇用される職員が受講する別表に掲げる介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る資格取得又は有効期間の更新に係る研修(以下「研修」という。)の受講料(以下「受講料」という。)のうち補助対象事業者が負担した次に掲げるものに限る。ただし、研修について他の同種の補助金等の交付を受ける場合は、補助金の交付対象としないものとする。

(1) 補助対象事業者が研修機関に支払った受講料

(2) 研修受講者が研修機関に支払った受講料について、補助対象事業者が研修受講者に支払った額

2 研修は、愛知県内で実施されるものであって、修了の日が補助金の交付を申請する年度に属するものとする。

(補助額)

第 4 条 この要綱により交付する補助金の額は、補助対象経費に 8 分の 3 を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とす

る。

（補助金の交付の申請及び実績報告）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象事業者は、研修の修了日から起算して30日を経過した日又は研修の修了日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、介護支援専門員研修受講支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類等又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）研修の内容及び経費が分かる書類
- （2）研修機関が発行する修了証明書
- （3）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める補助対象事業者が補助対象経費を負担したことが分かる書類
 - ア 第3条第1項第1号に該当する場合 研修機関が発行した領収書等
 - イ 第3条第1項第2号に該当する場合 受領確認書（第2号様式）
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（決定の通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を介護支援専門員研修受講支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、第5条の規定により交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、報告書及び関係書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金の交付の申請をした補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）からの介護支援専門員研修受講支援事業補助金請求書（第4号様式）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（帳簿等の備付け）

第11条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類その他当該補助事業の実施の経過を明らかにする必要な書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿等を当該補助事業の完了後5年間保存しておかなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和8年8月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 研修が令和8年8月31日までに修了する場合にあっては、第5条の規定にかかわらず、同条中「研修の修了日から起算して30日を経過した日」とあるのは、「令和8年10月31日」とする。

別表（第3条、第5条関係）

介護支援専門員実務研修
介護支援専門員更新研修
介護支援専門員専門研修
介護支援専門員再研修
主任介護支援専門員研修
主任介護支援専門員更新研修